

## 令和4年度各種報告書の作成及び閲覧スケジュール

報告書名	根拠条文	基準日	作成期間	作成日	閲覧開始日	本審査会 審査対象	審査報告書 提出期限
資産等報告書	条例第4条第1項	任期開始の日	任期開始の日から 起算して100日 を経過する日まで	今年度作成対象外			
資産等補充報告書	条例第4条第2項	毎年 12月31日	R4.4.1(金) ) R4.5.2(月)※	R4.5.2(月)	R4.7.4(月)	○	R4.8.30(火)
所得等報告書	条例第5条	前年中の 所得等	4月1日 ) 4月30日	今年度作成対象外			
関連会社等報告書	条例第6条	R4.4.1	R4.4.2(土) ) R4.5.2(月)※	R4.5.2(月)	R4.7.4(月)	○	R4.8.30(火)

※ 期限等の特例 報告書の作成期限及び閲覧開始日が、千葉市の定めた休日にあたる場合は、その翌日となる。